

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

本特記仕様書は、和歌山県土木工事共通仕様書に優先して適用する。

2. 目的

本特記仕様書は、「コスモパーク加太」区域内の維持管理を円滑適正に行うことを目的とする。

3. 工事の履行

請負者は、現場の維持管理を十分に達成できるよう契約書・仕様書に基づき、公社の指示に従って工事を履行しなければならない。

4. 工事範囲

コスモパーク加太地内と大川地区とするが、契約工事期間内において、やむを得ない事情による工事範囲の変更があった時は請負契約書に基づき公社の指示により、従うものとする。

「⑩1号用地草刈り」については、今後の売却状況等によっては、変更の可能性がある。

5. 関係法令等の遵守

(1)、維持管理工事にあたり関係諸法規、その他諸法令を遵守し、運営適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。

(別表-1参照)

(2)、関係官公署、その他のものに対する手続きは、請負者により迅速に処理しなければならない。

(3)、資格を要する作業は、それぞれの資格を有する者が管理しなければならない。又、その資格証明を届け出る事。

6. 関係地元対策

(1)、請負者は、関係地元住民から陳情等のある場合は遅滞なく公社に報告すること。

(2)、維持管理工事にあたって第三者に被害を与えないよう注意し、万一被害があったときは請負者において解決するものとする。

7. 防災対策

(1)、常に、気象情報を的確に把握し人員配置等の対応に万全を期する事。

(2)、公社が防災指令を発令したときは、請負者は公社の指示を受け的確に処理すること。また、本工事以外の公社事業により災害等が発生し、その応援要請があった時は協力しなければならない。尚、それに要した費用は別途協議して精算する。

8. 提出書類

- ア、 現場代理人届
- イ、 主任技術者届
- ウ、 有資格者選任届
- エ、 従業員名簿
- オ、 維持管理工程表
- カ、 施工計画書
- キ、 緊急連絡先表
- ク、 作業日誌(各労務別出勤簿を添付)
- ケ、 濁水処理(凝集剤使用量等)
- コ、 資材受払伝票
- サ、 各設備の点検記録
- シ、 その他必要書類

第 2 章 工事内容

1. 濁水処理維持管理

- (1)、既設濁水処理設備は無償貸与とする。
- (2)、機械の運転にあたり、運転マニュアルを十分理解した上で操作にあたること。
- (3)、濁水処理設備(簡易プラント含む)の保守点検整備は常に行い降雨に備える事。
- (4)、濁水流出については、細心の注意を払い通年の降雨による地区外への流出は契約者の責任において処理すること。
- (5)、処理時間及び雨量は記録する事。
- (6)、凝集剤の使用量は精算する。
- (7)、処理水の水質検査は1回/月実施する。(項目 PH・BOD・TN・SS・AL・塩素イオン)
- (8)、調整池、沈砂池の浚渫は状況により公社の指示により実施する。

2. 濁水・排水用等のポンプ・発電機の運転管理

- (1)、日常の点検を実施し、常時使用可能状態にしておく事。
- (2)、発電機は定期アイドリング及び給油。
- (3)、8号沈砂池について自然流下が可能かどうか検討を行い監督員に報告の上、ポンプ・発電機その他の扱いについて、監督員の指示を受けること。

3. 除草

必要な時期に公社の指示により行うと共に、除草後の処理は処分場に処理し実測数量は精算する。

4. 農業用水設備

- (1)、設備の日常点検を実施する。
- (2)、農作業時期は水質を考慮し管理を行う。
- (3)、1号調節池に農業用水4,500m³を確保しているが、濁水対策として空にして使用する時は関係者と協議して運用する事。

5. 維持管理日数

維持管理日数は246日

第3章 設備維持管理の留意事項

1. 電気設備(低圧受電設備)

- (1)、次項の設備に電源供給

濁水処理設備…………炭谷1及び2、大谷
各沈砂池・調節池水中ポンプ

- (2)、電気設備の補修を行う場合は、電気工事士法第3条により第一種・第二種電気工事士でなければ作業出来ない。また労働安全衛生規則第36条による特別教育修了者でなければ作業できない。

2. 濁水処理設備

- (1)、主要河川及び場内沈砂池用設備に設置。(別表-2参照)
- (2)、トラブル発生時、明確な判断の元に即対応する必要がある。請負者は各漁協組合関係者、各自治会関係者と緊密な連絡体制を取り迅速な対応をする事。
- (3)、濁水処理水を放流する場合は、炭谷第2処理施設を稼動し、ゲート操作に注意する。

3. 排水用設備等

- (1)、濁水対策用として現場内に水中ポンプ及び発電機を設置。
- (2)、濁水処理施設を円滑に稼働させるための補助設備であるが的確な判断の上に運転するよう努めなければならない。
- (3)、燃料を管理するために消防法により危険物取り扱い責任者が必要となる。

4. 農業用水設備

- (1)、農業用水を確保するため炭谷墓地用道路沿いに設置済給水タンクの貯留量を日常確認し、用水容量が少なくなつていれば、炭谷第1、2沈砂池から給水用水中ポンプにより、給水タンクに送水し用水量の確保に努めなければならない。

第4章 補 則

- (1)、本工事着手前に前年度の維持管理業者からもれなく引き継ぎを受けておくこと。
また、次年度維持管理業者にもれなく引き継ぐこと。
- (2)、本仕様書に明記されていない事項については、公社の指示に従うものとする。
- (3)、契約者は常に管理工事の範囲内及び、周辺の火災、警戒に努め事故等の発生したときは、適切な処置を講ずると共に、公社の指示に従わなければならない。
- (4)、本仕様書に疑義が生じたときは、両者協議のうえ定めるものとする。

別表-1

関係法令等

設備名	法規	関係官公署	適用
高圧・低圧受電設備の補修作業及び保守管理	電気工事士法第3条 第一種、第二種電気工事士 労働安全衛生規則第36条特別教育修了者	近畿経済産業局 和歌山労働基準監督署	濁水処理設備 散水用設備、上水用設備
発電機の使用	消防法 危険物取り扱い責任者	和歌山西消防署	
(参考)上水道用設備の保守点検	水道法	県食品・生活衛生課	

別表-2

濁水処理設備

設置場所	仕様	所有区分
炭谷第一処理施設	PAC-15m ³ ・2.5m ³	高分子-6.5m ³
炭谷第二処理施設	PAC-10m ³	高分子-6.5m ³
大谷川処理施設	設備120m ³ /h	
"	設備270m ³ /h	
簡易プラント2	PAC-3.5m ³	高分子-10m ³
簡易プラント3	PAC-3.5m ³	高分子-10m ³
簡易プラント4	PAC-3.5m ³	高分子-10m ³
簡易プラント6	PAC-1m ³	
製造処理施設	PAC-20m ³	

別表－1

関係法令等

設備名	法規	関係官公署	適用
低圧受電設備(電圧220V/110V)の補修作業及び保守管理	電気工事士法第3条 第一、第二種 電気工事労働安全衛生規則第36条特別教育修了者	近畿経済産業局 和歌山労働基準監督署	散水用設備、上水用設備
発電機の使用	電気事業法 電気主任技術者 消防法 危険物取り扱い責任者	和歌山西消防署	
(参考)上水道設備の保守点検	水道法	県食品・生活衛生課	

別表－2

濁水処理設備

設置場所	仕 様		所有区分
炭谷第一処理施設	PAC-15m3・2.5m3	高分子――6.5m3	県土地開発公社
炭谷第二処理施設	PAC-10m3	高分子――6.5m3	県土地開発公社
簡易プラント2	PAC-3.5m3	高分子――10m3	県土地開発公社
簡易プラント3	PAC-3.5m3	高分子――10m3	県土地開発公社
簡易プラント4	PAC-3.5m3	高分子――10m3	県土地開発公社
簡易プラント6	PAC-1m3		県土地開発公社
製造処理施設	PAC-20m3		県土地開発公社